

# カーボンニュートラル関連認証取得について

(一社) サスティナビリティ・DX推進協議会(SDXC) 代表理事 藤田 祐介



### 本日のサマリ

- 1. SDXCについてのご紹介
- 2. 各種認証制度とその違いについて
- 3. 外部認証の例(SBT認証)
- 4. 経営とGXの結合
- 5. Appendix: TCFD、SDGsと認証制度の関係性について



### SDXCについて

- 正式名称: 一般社団法人サスティナビリティ・DX推進協議会 (2022年3月30日設立、代表理事: 藤田 祐介)
- 社団のモットーは「変化する社会に合わせ、あらゆる事業を持続可能にし、DXを推進する」
- 現在、理事会4名含め約15名の体制でBanSoの構築、DX経営(R)の社会実装支援に関与しており、 関与者全てが運輸及び経営、DXに関する専門知識を有している。特に中小運輸事業者に対する支援については既に商工中金様顧客と実施しており、好評を得ている。

認定経営革新等支援機関

一般社団法人サスティナビリティ・DX推進協議会 (SDXC)

変化する社会に合わせ、あらゆる事業を持 続可能にし、DXを推進する

「SDGs」や「DXの壁」が問われる中、多様化とその対応を求められる 社会、企業に対し、あらゆるソリューションを展開します。





### 代表者略歷

### ■ 略歴

氏 名:藤田 祐介(ふじた ゆうすけ)

所属:一般社団法人サスティナビリティ・DX推進協議会(SDXC)代表理事

一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会(TDBC)理事

株式会社GCAP 代表取締役 他

### 専門領域:

- •中小企業支援(中小企業診断士、経営革新等認定支援機関)
- ・改善支援(リーンシックスシグマ:ブラックベルト認定)
- ·標準化支援(ISO審査員補)
  - ー専門領域:品質、環境、食品安全、情報/クラウドセキュリティ、事業継続)
- •日商簿記1級
- ・情報化支援(スマートSMEサポーター)
- •情報セキュリティマネジメント専門家(IPA:Lv.2)
- •法務(行政書士)





# 認証の種類について



## GX関連の認証について(例)

#### 国際規格

ISO14001: 2015

(環境マネジメントシステム)

ISO14068-1:2023

(カーボンニュートラリティに関する 国際規格)

ISO14001は企業活動における「環境側面」のマネジメントシステム。

ISO14068については2024年1月に世界で初めて、ヤマト運輸株式会社がBSIより本規格に基づいたカーボンニュートラルの検証を受け、主要商品である宅急便や宅急便コンパクト等について、第三者検証意見書を取得している。

#### 国際認証

#### SBT認証

(SBTイニシアティブへの加盟)

WWF、CDP、世界資源研究所(WRI)、国連グローバル・コンパクトによる共同イニシアティブ。

「コミットメント(宣言)」に始まり、継続して測定、報告を行う。

※中小企業版については一部省略可能 な事項あり



#### 国内制度

GXリーグ

(経済産業省)

基本構想として、

①企業が世界に貢献するための リーダーシップのありかたを示す。

②GXとイノベーションを両立し、いち早く 以降の挑戦・実践をした者が、生活者に 選ばれ、適切に「儲ける」構造を作る。

③企業のGX投資が、金融市場、労働市場、市民社会から応援される仕組みを作る。

G League

※ その他、各自治体等における独自の認証制度がある。



# 認証のメリット(補助金優遇、公共工事優遇など)

#### 国際規格

ISO14001: 2015(EMS)

(環境マネジメントシステム)

ISO14068-1:2023

(カーボンニュートラリティに関する 国際規格)

ISO14001は企業活動における「環境側面」のマネジメントシステム。

ISO14068については2024年1月に世界で初めて、ヤマト運輸株式会社がBSIより本規格に基づいたカーボンニュートラルの検証を受け、主要商品である宅急便や宅急便コンパクト等について、第三者検証意見書を取得している。

EMS認証取得事業者については、いわゆる「経診」や地方公共団体入札における加点などの措置あり。

#### 国際認証

#### SBT認証

(SBTイニシアティブへの加盟)

WWF、CDP、世界資源研究所(WRI)、国連グローバル・コンパクトによる共同イニシアティブ。

「コミットメント(宣言)」に始まり、継続して測定、報告を行う。

※中小企業版については一部省略可能 な事項あり



DRIVING AMBITIOUS CORPORATE CLIMATE ACTION

SBT認証事業者については、地方公共団体入札における加点のほか、「ものづくり補助金 ※」における上限額の向上(最大4000万円)、日本政策金融公庫における優遇金利商品などがある。

#### 国内制度

#### GXリーグ

(経済産業省)

基本構想として、

①企業が世界に貢献するための リーダーシップのありかたを示す。

②GXとイノベーションを両立し、いち早く 以降の挑戦・実践をした者が、生活者に 選ばれ、適切に「設ける」構造を作る。

③企業のGX投資が、金融市場、労働市場、市民社会から応援される仕組みを作る。



GXリーグ加盟事業者については、「ものづくり補助金 ※」における加点、今後「GX推進法」に基づく金融支援や排出量取引制度などが実施される。

※ ものづくり補助金 については現在次年 度予算に移行中の模 様、現在公募はなし。



# GX推進法の概要(令和5年5月成立、令和6年2月施行)

#### 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案【GX推進法】の概要

#### 背景・法律の概要

- ✓ 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション (GX) 実現に向けた投資競争が加速する中で、我が国でも2050年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後10年間で150兆円を超える官民のGX投資が必要。
- ✓ 昨年12月にGX実行会議で取りまとめられた「GX実現に向けた基本方針」に基づき、(1) <u>GX推進戦略</u>の策定・実行、(2) <u>GX経済移行債</u> の発行、(3) 成長志向型カーボンプライシングの導入、(4) GX推進機構の設立、(5) 進歩評価と必要な見直しを法定。

#### (1) GX推進戦略の策定・実行

政府は、GXを総合的かつ計画的に推進するための戦略 (脱炭素成長型経済構造移行推進戦略) を策定。戦略はGX経済への移行状況を検討し、適切に見直し。
 【第6条】

#### (2) GX経済移行債の発行

- 政府は、GX推進戦略の実現に向けた先行投資を支援するため、2023年度 (令和5年度)から10年間で、GX経済移行債(脱炭素成長型経済構造 移行債)を発行。【第7条】
- ※ 今後10年間で20兆円規模。エネルギー・原材料の脱炭素化と収益性向上等に資する革新的な技術開発・設備投資等を支援。
- GX経済移行債は、化石燃料賦課金・特定事業者負担金により償還。
   (2050年度(令和32年度)までに償還)。【第8条】
- ※ GX経済移行債や、化石燃料賦課金・特定事業者負担金の収入は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定で区分して経理。必要な措置を講ずるため、本法附則で特別会計に関する法律を改正。

#### (4) GX推進機構の設立

· 経済産業大臣の認可により、GX推進機構(脱炭素成長型経済構造移行 推進機構)を設立。

(GX推進機構の業務) 【第54条】

- ① **<u>民間企業のGX投資の支援</u>**(金融支援(債務保証等))
- ② 化石燃料賦課金・特定事業者負担金の徴収
- ③ 排出量取引制度の運営(特定事業者排出枠の割当て・入札等) 等

#### (3) 成長志向型カーボンプライシングの導入

- 炭素排出に値付けをすることで、GX関連製品・事業の付加価値を向上。
  - ⇒ 先行投資支援と合わせ、**GXに先行して取り組む事業者にインセンティブが 付与される仕組み**を創設。
- ※ ①②は、直ちに導入するのではなく、GXに取り組む期間を設けた後で、エネルギーに係る負担 の総額を中長期的に減少させていく中で導入。(低い負担から導入し、徐々に引上げ。)
- ① 炭素に対する賦課金(化石燃料賦課金)の導入
- 2028年度(令和10年度)から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業 者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。【第11条】
- ② 排出量取引制度
  - 2033年度(令和15年度)から、経済産業大臣は、発電事業者に対して、一部有償でCO2の排出枠(量)を割り当て、その量に応じた特定事業者負担金を徴収。【第15条・第16条】
- 具体的な有償の排出枠の割当てや単価は、入札方式(有償オークション)
   により、決定。【第17条】

#### (5) 進捗評価と必要な見直し

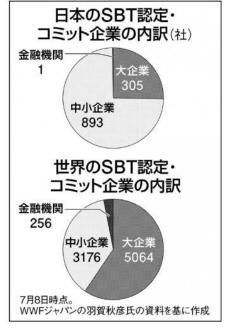
- ・ GX投資等の実施状況・CO2の排出に係る国内外の経済動向等を踏まえ、施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを講ずる。
- <u>化石燃料賦課金や排出量取引制度に関する詳細の制度設計について排出枠取引制度の本格的な稼働のための具体的な方策</u>を含めて検討し、<u>この法律の施行</u> 後2年以内に、必要な法制上の措置を行う。【附則第11条】



# SBT認証企業の増加

- 国内では中小企業の認定が増加、入札優遇や補助金制度に向けた取得が多い模様。 特に中小企業向け制度が後押しか。
  - 入札優遇・補助制度が後押し

国際組織「サイエンスペースドターゲッツ(SBT)イニシアティブ」から、自社の温室効果 ガス (GHG) 排出削減目標が「パリ協定」達成に貢献するとして認定を受けた日本企業が11 00社を超えた。国別では最多だ。また製造業の認定が多く、全体の7割を中小企業が占めるのが日本の特徴となっている。認定を優遇する入札や補助金制度が増えており、目標設定を後押ししているようだ。(編集委員・松木喬)



ニュースイッチ記事より引用 https://news witch.jp/p/42 497

	中小企業向けSBT(2024年1月1日以降)	<参考>通常SBT
対象	次ページに示す要件を満たす企業	特になし
目標年	2030年	申請時から5年以上先、10年以内の任意年
基準年	2018年~2023年から選択	最新のデータが得られる年での設定を推奨
削減対象範 囲	Scope1,2排出量	Scope1,2,3排出量。但し、Scope3がScope1〜3の 合計の40%を超えない場合には、Scope3目標設定の 必要は無し
目標レベル	■Scope1,2 1.5℃: 少なくとも年4.2%削減 ■Scope3 算定・削減 (特定の基準値はなし)	下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■ Scope1,2 1.5℃: 少なくとも年4.2%削減 ■ Scope3 Well below 2℃: 少なくとも年2.5%削減
費用	1回USD1,250(外税)	目標妥当性確認サービスはUSD9,500(外税) (最大 2回の目標評価を受けられる) 以降の目標再提出は、1回USD4,750(外税)
承認までの プロセス	目標提出後、デューデリジェンスが行われる	目標提出後、事務局による審査(最大30営業日)が 行われる 事務局からの質問が送られる場合もある

環境省「SBT(Science Based Targets)について」より引用

 $\underline{\text{https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\_chain/gvc/files/SBT\_syousai\_all\_20240301.pdf}$ 



# サマリ(GXをめぐる国内市場環境について)

- 急激にGXをめぐる行政の支援が増加、また、一般市場においてもGXに関する認証は普及しつつあり 企業の競争力の一部となりつつある。 また、中小企業も宣言しやすい取り組みとして入口が広がっている。
- 一方で、補助金での加点などの目的から宣言、認証を受けた企業にとっては「履行」「改善」「維持」が 非常に困難(手間がかかる作業)となっており、宣言後の行動が報告されない事例も多い。

中小企業のGXに関する取り組みについて、

- ・「宣言」に関する専門的な支援
- ・「履行」を促進するシステム
- ・「改善」につながる仕組み
- ・「維持」に魅力を感じる投資対効果

が必要なのでは?



# 外部認証の例(SBT認証)



# 全体の流れ

■ 以下の要領で進めて行く。



難点として、

・すべて英語でのドキュメント作成、提出

となります。



# SBTi参画に向けたスタート



チームに参加する ニュース & イベント よくある質問 (FAQ)

目標を設定する

科学的根拠に基づく目標について 基準とガイダンス ターゲット・サービス ターゲットダッシュボード リソースライブラリ コンタクト Q

### GHG排出量削減で世界の大企業に加わろう



コミット

科学的根拠に基づく目標を設 定する意思を示す書簡を提出 する。



開発

SBTiの基準に沿った排出削減 目標に取り組む。



提出

ターゲットをSBTiに提示し、 公式な検証を受ける



コミュニケーショ

トを小主に

ターゲットを公表し、ステー クホルダーに知らせる



開示する

全社的な排出量と目標に対する進捗状況を毎年報告する

プロセスの各段階について詳しく学び、目標設定の旅を始めましょう:

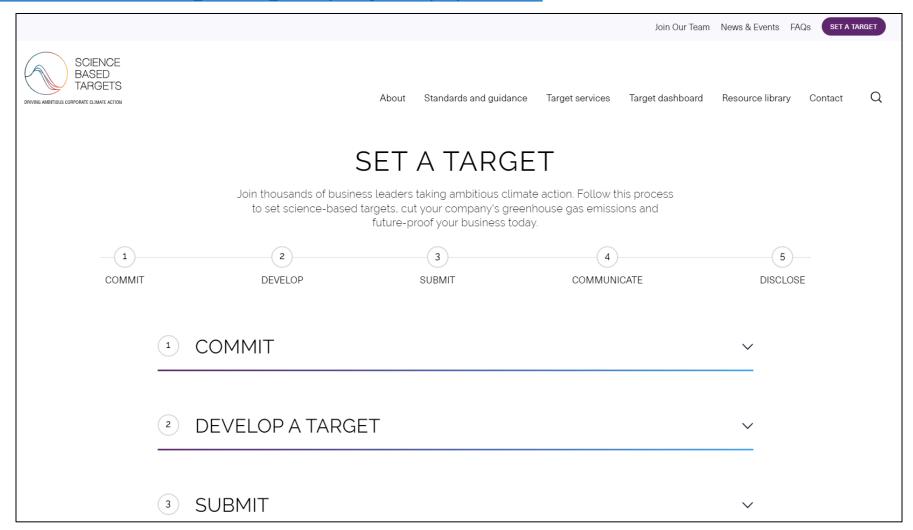
始める



# SBTiポータル

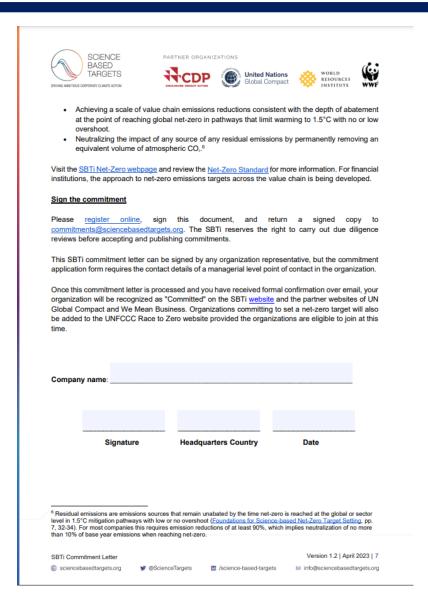
### ■プロセス推進サイト

https://sciencebasedtargets.org/step-by-step-process





### コミットメントレターについて



### ■ 記載内容(全7ページ、最終部分)

バリューチェーン全体での排出削減の規模を、温暖化を1.5℃以内に抑える経路で、オーバーシュートがないか少ない状態でのグローバルなネットゼロ到達時の削減の深さと一致させること。

残留するすべての排出源の影響を、中和するために大気中のCO2を同等量永久に除去すること。SBTiのネットゼロウェブページを訪れて、詳細についてはネットゼロスタンダードをご覧ください。

金融機関向けには、バリューチェーン全体でのネットゼロ排出目標への アプローチが現在開発されています。コミットメントの署名オンラインで 登録し、この文書に署名して、署名済みのコピーを

commitments@sciencebasedtargets.orgに返送してください。

SBTiは、コミットメントを受け入れ、公開する前にデューデリジェンスレビューを行う権利を有します。

このSBTiコミットメントレターには、組織の代表者が署名することができますが、コミットメント申請フォームには、組織内の管理職レベルの連絡先の詳細が必要です。このコミットメントレターが処理され、メールで正式な確認を受け取ると、組織はSBTiウェブサイトおよびUN Global CompactとWe Mean Businessのパートナーウェブサイトで「コミット済み」として認識されます。

ネットゼロ目標の設定をコミットする組織は、現在の時点で参加資格がある場合、UNFCCC Race to Zeroウェブサイトにも追加されます。



# 目標設定(全体像)

### ■ SBTiスタートアップガイドより抜粋

### 近い将来および長期的な科学的根拠に基づく目標の主な基準



この表は、近未来および長期の科学的根拠に基づく目標について、主要な目標の境界線、時間枠、手法の適格性、および最低達成目標の要件を非網羅的にまとめたものである。 方法、経路、基準、推奨事項の詳細については、<u>企業ネット・ゼロ</u>基準を参照。

		スコープ1と2		スコープ3					
科学的根拠に基づく短期目標	ターゲット・バウンダリー		スコープ1と2を95%カバー		スコープ3が総排出量の40%以上を占める場合:目標バウンダリーは、スコープ3 排出量の最低67%をカバーしなければならない。				
	目標年次		提出日から5~10年		提出日から5~10年				
	参加資格と最低限の野心	方法	セクター横断的な絶 対削減 (ACAなど)	セクター別原単位収 東(SDAなど)	再生可能エネルギー による電力 (スコ ープ2のみ)	セクターを超えた絶 対的存在 削減	部門別原単位収 東 (SDAなど)	サプライヤ ーまたは顧 客エンゲー ジメント	スコープ <b>3</b> の 物理的・経 済的原単位 の削減
		参加資格と 最低限の野 心	<ul> <li>最低4.2%の年間直線削減(LAR)(基準年によるよる・例外:FLAGパスウェイは3.03%LAR</li> </ul>	• セクターと企業 のインプットに よる	<ul> <li>2025年までに 80%RE</li> <li>2030年まで に100% RE、その後 は維持目標</li> </ul>	• 2.5% LAR	<ul><li>セクターと 企業のイン プットによ る (SDA)</li></ul>	<ul> <li>サプノスターは、コートーインのでは、コートーインのでは、コートーインのでは、カー・ムテに学基を対し、大利に関する。</li> <li>サプノスをのレアクラブン科に関する。</li> <li>サプンスをおいます。</li> <li>サプンスをおいます。</li> </ul>	<ul> <li>7% 物理的/経済 的原単位の対 前年比減少 (年複利ベース</li> </ul>
	ターゲット・バウンダリー		スコープ1と2を95%カバー		スコープ3を90%カバー				
科学的根拠に基 づく長期目標と ネットゼロ目標	目標年次		2050年またはそれ以前 (電力・海運SDAを利用する企業は2040年)		2050年またはそれ以前				
	参加資格 と最低限 の野心	方法	セクター横断的な絶 対削減 (ACAなど)	セクター別原単位収 東 (SDAなど)	再生可能エネルギー による電力 (スコ ープ2のみ)	セクターを超えた絶 対的存在 削減	セクター別原単 位収束 (SDAな ど)	サプライヤ ーまたは顧 客エンゲー ジメント	スコープ3の 物理的・経 済的原単位 の削減
		参加資格と 最低限の野	<ul> <li>90%削減 (セクター横断パスウェイ)</li> <li>FLAGの72%削減</li> <li>その他のセクターの進</li> </ul>	<ul> <li>セクター/商品経路は様々</li> </ul>	• 2030年まで に100% RE、その後 は維持目標	<ul> <li>90%削減(セ クター横断パ スウェイ)</li> <li>FLAGの72% 削減</li> </ul>	• セクター/コモ ディティ経路 はさまざま	<ul> <li>対象外 科学的根 拠に基づ く長期目標</li> </ul>	<ul> <li>物理的・経済的強度の両方で97%の削減</li> </ul>



### 目標設定(詳細より抜粋)

- 以下の手順でSBTiより提供されるツールなどを利用して目標設定を行う。
  - 1. ベースとなる年を選択する。

スコープ1、2、3の排出量データは、正確で検証可能なものでなければならない。 基準年は2015年より前であってはならない。 等

### 2. 貴社の排出量を計算する

計測範囲やデータの質を設定する。

二酸化炭素 (CO2)、メタン(CH4)、亜酸化窒素 (N2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、 パーフルオロカーボン(PFCs)、六フッ化硫黄(SF6)、三フッ化窒素(NF3)の全てをカバーしなければならない。

3. 目標境界を設定する

短期的な科学的根拠に基づく目標は、全社的なスコープ1と2の排出量の少なくとも95%をカバーしなければならない。

4. 目標とする年を選ぶ

短期目標は、SBTiへの提出日から5~10年後を目標年とし、長期目標は、2050年またはそれ以前(電力および海運部門のパスウェイを使用する目標については2040年)を目標年としなければならない。



### Webフォームからの申請



English (US)

### **SBTi Target Validation Application**

This form allows eligible organizations to:

- Upload submission forms to the SBTi for corporate and financial institution (FI) validations
- Select a preferred date for the SBTi target validation service to begin.
- Provide information for a contract and invoice. These will be sent at a later date.

We kindly suggest you regularly check the spam and junk folders in your inbox for emails from our administrative and validation teams.

#### About the SBTi's target validation service:

Science-based targets provide a clearly defined pathway for companies and FIs to reduce greenhouse gas (GHG) emissions. Companies and FIs going through the target validation process benefit from detailed feedback and support from the SBTi's technical experts, before receiving a decision on their submitted targets. If targets are approved, companies are added to the SBTi's <u>Target Dashboard</u>.

For more information, please refer to the <u>Procedure for Validation of SBTi Targets</u> and the SBTi Criteria Assessment Indicators.

Have the following documents available in order to complete this application:

Near-Term target



英語

#### SBTiターゲット検証申請書

このフォームを使用することで、資格のある組織は以下のことが可能になります:

-

- SBTiターゲット検証サービスの開始希望日を選択する。
- 契約書および請求書の情報を提供する。 これらは後日送付されます。

SBTiの管理チームおよび検証チームからのメールについては、受信トレイの迷惑メールフォル ダやスパムフォルダを定期的にチェックすることをお勧めします。

SBTiのターゲットバリデーションサービスについて:

科学的根拠に基づくターゲットは、企業や金融機関が温室効果ガス(GHG)排出量を削減するための明確な道筋を提供します。 企業や金融機関は、提出したターゲットに関する決定を受ける前に、SBTiの技術専門家から詳細なフィードバックやサポートを受けることができる。 ターゲットが承認されると、企業はSBTiのターゲットダッシュボードに追加されます;

詳細については、SBTiターゲットの検証手順およびSBTi基準評価指標を参照してください。

この申請書を完成させるために、以下の書類を用意してください:。

#### 中期目標

- 企業目標提出フォーム
- SBTi 目標設定ツール(複数可)。

ネットゼロ目標

18



## (補足)中小企業版SBT認証(参加)要件

### 参加資格

企業は、すべての基準点を満たせば、中小企業向けの合理化された検証ルートを通じて目標を設定することができる:

- 1 スコープ1およびロケーションベースのスコープ2全体で10,000tCO2eの排出がある。
- 2 金融機関 (FIs) 及び石油・ガス (Oil & Gas) セクター\*に分類されない。
- 3 SBTiが策定したセクター別基準(セクター別脱炭素化アプローチなど)を用いて目標を設定する必要がない(要件についてはSBTiのセクター別ガイダンス文書を参照)
- 4 親会社の子会社で、その親会社の事業が標準的な検証ルートに該当しないこと。

そして、3つ以上が当てはまる:

- 1 従業員数250人\*\*以上
- 2 売上高5,000万ユーロ\*\*。
- 3 総資産2,500万ユーロ
- 4 必須FLAGセクターに属していない\*\*\*\*。

\*他のすべての基準を満たす必須FLAGセクター企業は、この基準の影響を受けません。 FLAGセクターで事業を行っている場合は、2つ目の資格基準をご覧ください。

\*\*CSRDとの整合。 売上高と総資産の数値は、最新のCSRDの定義と中小企業の閾値に合わせて2023年 12月に更新された。

\*\*\*FLAGガイダンスの基準1を参照

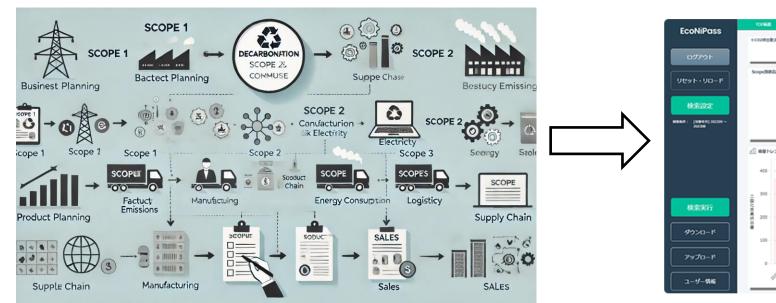


# 経営とGXの結合



## 企業がGXを進めるにあたって「あるべき姿」

- GX推進法も含め、GXを通じて企業が成長し、競争力を高めることを国が期待している。 つまり、適切にGXを推進する企業には様々な優遇措置が図られる。
- そのためには、企業は「適切なGX措置と推進」を行い、事業活動の一環として「自然にGX推進」 する必要がある。
- 適切な課題の設定と進捗の確認、ムダのないサイクルを確立し、持続可能なGX推進が必須。





21



### プロセス改善をGXに繋げる

■ 環境省「SBT(Science Based Targets)について」より引用

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\_chain/gvc/files/SBT\_syousai\_all\_20240301.pdf

SBTに取り組むメリット④対社内

### SBTは社内の削減取組みを促進させる



- SBTが課す野心的な削減目標は、社内の省エネ・再エネ導入の成果指標となる
- 積極的な省エネ・再エネ導入はコスト削減・イノベーション促進にもつながる
  - SBTという意欲的な削減目標は、省エネ、働き方改革、業務効率化等の生産性向上推進の動機づけとなる
  - 生産性向上に向けた取組の一つとしてとらえることで、成果指標としてSBTを 活用できる
  - 海外では再工ネ調達がコストメリットを有する場合も出始めている。積極的な 再工ネの導入がコスト削減につながる可能性がある。自社のエネルギー調達を 安価でクリーンなものにするために、SBTを利用したい企業もある
  - SBTで求められる水準の削減は、既存の技術のみで実現できるものは少ない。 AI、IoTなどの新たなるテクノロジーをいち早く取り入れイノベーションを促進す ることができる
  - 脱炭素化の潮流を踏まえた新たな事業モデルを見出せることも



### GX推進の流れ

レベル

### ②当社自身のご成長と改善

# ①GX経営のスタート

#### STEP① 事業プロセスに無理のないGX宣言

#### 【目標】

持続可能な宣言とするために、まずは自 社の事業プロセスと削減への取り組みを 整理し、宣言を行う

必要であれば専門家の活用、可能であれば事業ロセスとツールをどう繋げて持続 可能にするかまで設計

#### STEP② 公的支援の活用

#### 【目標】

宣言により活用できる公的支援(優遇措置や金融、補助金など)を活かし、自社の事業をよりムダのないプロセスに導く

この時点でいわゆる「排出プロセス」も同時に削減される

#### STEP③ 社内活動の改善、社外イメージの向上

#### 【目標】

ムダのないプロセスは単にCo2削減に向けたものではなく、生産性を伴ったものとなる

企業としてもブランドカ向上、認知など 様々な外的プラス要因となる

#### フェーズ④ GX推進の継続と改善

#### 【目標】

設定された目標を達成することにより、よりスリムな経営に

更に目標を定め自社への経済インパクトがあるGX活動に

結果としての企業競争力向上、デジタル (DX)などの様々な変化に適合、対応 「強い企業」となる



# Appendix: TCFD、SDGsと認証制度の関係性について



### 例)気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)

### ■ TCFDとは

▶ 2015年、G20からの要請を受け、金融安定理事会(FSB)により民間主導で設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD; Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」

### ■ 開示項目 経済産業省Webサイトより

https://www.meti.go.jp/policy/energy\_environment/global\_warming/disclosure.html

### (3) TCFD開示

● TCFD提言に沿った情報開示は、一般にTCFD開示と呼ばれています。TCFD開示では、以下の4項目を開示推奨項目としています。

ガバナンス	気候関連リスク・機会についての組織のガバナンス
戦略	気候関連リスク・機会がもたらす事業・戦略、財務計画への実際の/潜在的影響(2度シナリオ等に照らした分析を含む)
リスク管理	気候関連リスクの識別・評価・管理方法
指標と目標	気候関連リスク・機会を評価・管理する際の指標とその目標

(出所) 経済産業省 <u>長期地球温暖化対策プラットフォーム「国内投資拡大タスクフォース」(第5回会合)</u> 資料 3 (東京海上ホールディングス株式会社 長村様 御提出資料)より一部修正



### SBTiとTCFD

- SBTiは、企業が科学的根拠に基づいた温室効果ガス排出削減目標を設定し、第三者による検証を受け、その妥当性が確認されるもの
- TCFDは、気候変動が企業の財務状況やリスクにどのような影響を与えるかを開示するためのフレームワークであり、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つの主要なカテゴリについて気候関連情報を開示する



### 相互補完関係

TASK FORCE ON CLIMATE-RELATED FINANCIAL DISCLOSURES

科学的根拠に基づく排出削減目標の設定と第三者認証

気候変動が事業活動や財務 にどのようなインパクトを与えるかを計算・開示



### SBTiとTCFDを同時に取り組むメリット

### ■宣言にかける工数や費用の圧縮

SBTiとTCFDには共通の考え方、類似のフレームワークが存在するため、同時並行で行うことにより個別に行う場合と比べ作業量(工数)や費用(外部知見者の活用など)が圧縮できます

### ■企業ブランドの向上

取引先に対するイメージアップや、コーポレートイメージの向上、宣言の活用による雇用の創出など 企業のイメージ戦略に寄与します

### ■企業の持続可能性、リスクの見直し

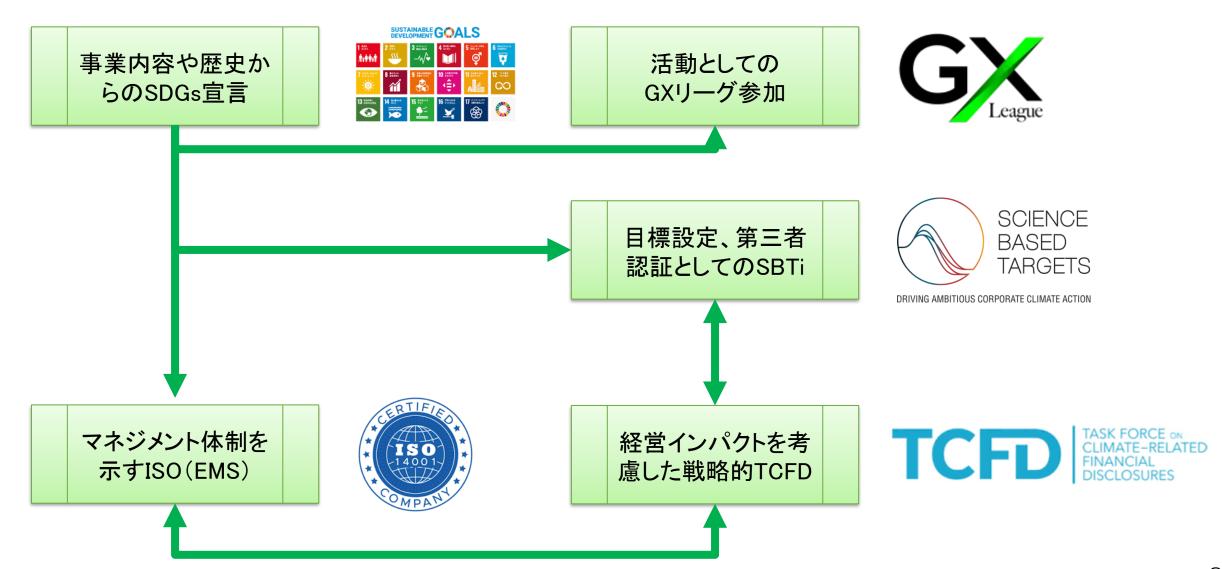
事業を行う中で自社のリスクを洗い出す機会はそう多くありません。このような機会を活用し、事業上のリスクや体制、ガバナンスを見直すことで企業自身の持続可能性向上につなげることが出来ます

### ■優位な調達可能性

金融機関の融資商品の中にはSBTiやTCFDといった環境側面に配慮した経営とその可視化に対する好条件の商品が多種存在します。単純に金利負担面を考えても費用対効果を得られる可能性が高まります



# 脱炭素経営のStep by Step



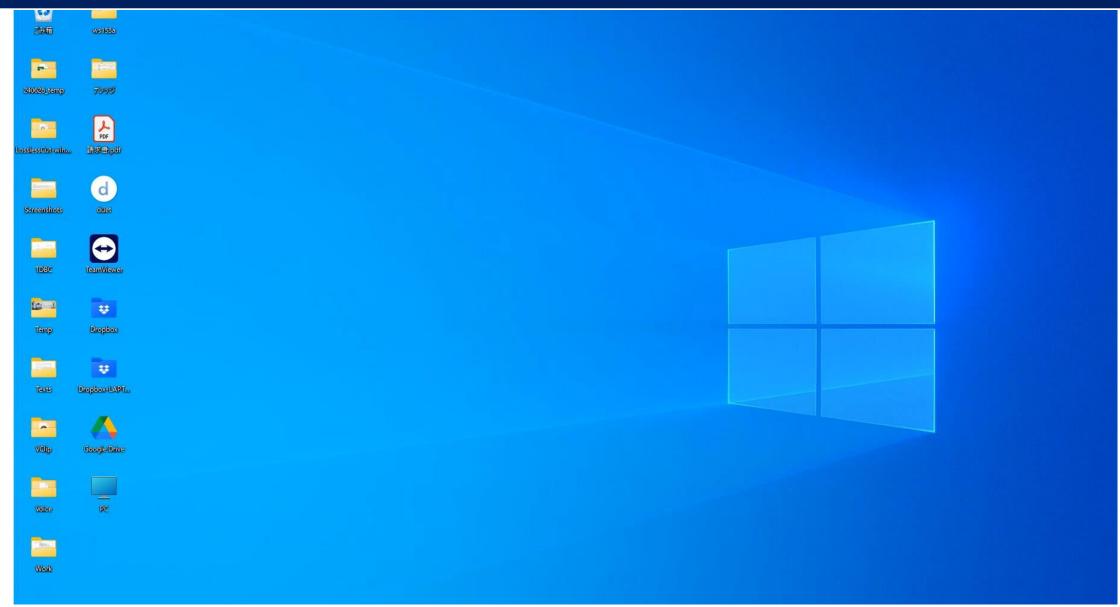


# GX活動マトリクス

	SDGs	GXリーグ	SBTi	TCFD	ISO14001
費用 (コンサル料等は 除く)	<ul><li>自主宣言なので簡単</li><li>ゼロ円</li></ul>	<ul><li>参画するのに 費用はいらな い</li><li>ゼロ円</li></ul>	<ul><li>中小企業は 1250ドル</li><li>一般型は9500 ドル</li></ul>	<ul><li>表明するのに 費用はいらな い</li><li>ゼロ円</li></ul>	<ul><li>企業規模による(数十万円 ~数百万円)</li><li>維持コストあり</li></ul>
メリット	<ul><li>気軽に取り組むことが出来る</li></ul>	<ul><li>気軽に取り組むことが出来る</li></ul>	<ul><li>企業としての ブランド向上</li><li>中小企業に とっては比較 的導入しやす い</li></ul>	<ul><li>企業としての ブランド向上</li><li>企業のマネジ メント向上</li></ul>	<ul><li>企業としての ブランド向上</li><li>企業のマネジ メント向上</li><li>行政の優遇措 置</li></ul>
デメリット	• 一般化しており、ブランド向 上とまでいえるか…	<ul><li>年度ごとの報告が必要、報告内容が複雑</li></ul>	<ul><li>高い専門性が 求められる</li><li>更新、報告が 必要</li></ul>	<ul><li>高い専門性と 透明性が求め られる</li><li>更新、報告が 必要</li></ul>	<ul><li>高い専門性が 求められる</li><li>認証維持、更 新が大変</li></ul>

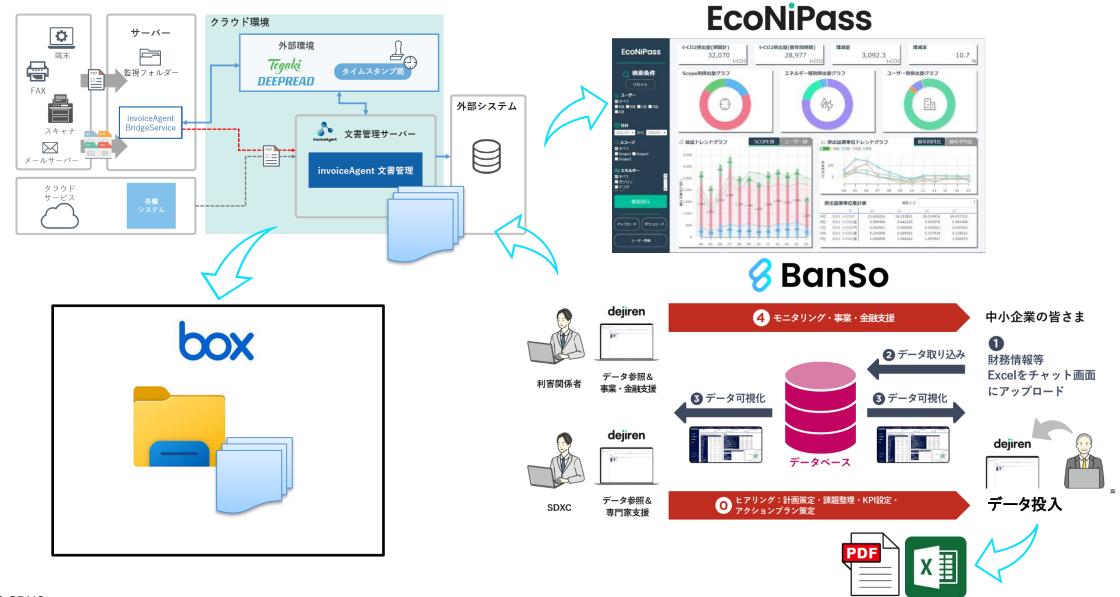


# デモ:請求書の自動保管





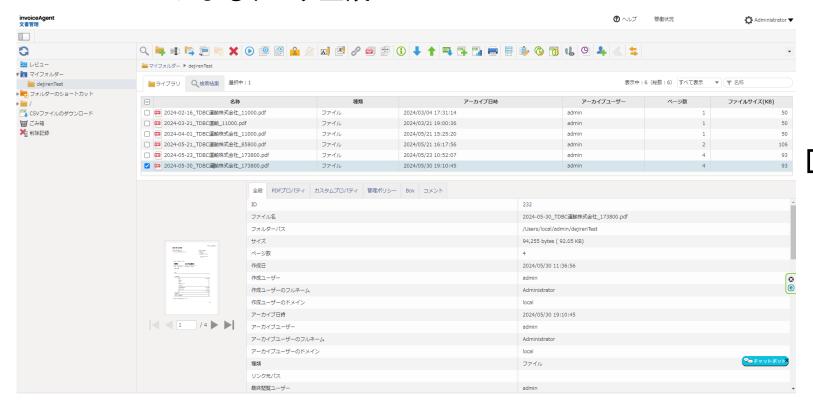
## システム連携によるGXマネジメント





# インタフェース

- 内部的にはシステムがが連携され、以下のように自動化されます。
  - ➤ ディレクトリの自動作成
  - ▶ファイルの格納
  - ▶ タイムスタンプ付与
  - ➤ AI-OCRによるデータ生成





32



### さいごに:中小企業にとってのGX

- 現在、エミッション(排出)に対する取り組みが振興され、GXへの取り組みは中小企業にとっても「やらなければならないこと」と化しています。
- 一方、支援者の身として見ると、GXは企業にとって「義務」が増えるばかりで苦痛の種になっているのではないでしょうか。
  「義務を果たすことで、便益や改善をもたらす」取り組みに変える必要があります。
- 変化はチャンスです。現在の情勢を機会に変える取り組みとして、GX活用に挑戦されることを強く 望みます。

ご不明な点など、お気軽にお問い合わせください fujita@sdxc.or.jp

またはFAIS(北九州市ロボット・DX推進センター)を通じたご相談も可能です



### 著書、講演等

### 著作等

- ■「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」QRコードによる検品時間の短縮に関する実証実験報告」実証実験企画設計支援(国土交通省、20年3月)
- 運輸事業者とともに「車両動態管理プラットフォーム」で実現する未来 (流通ネットワーキング、21年7・8月号、共著)
- 2024年問題と働き方改革 (流通ネットワーキング、22年11・12月号、共著)
- 物流の2024年問題と中小運輸事業者の課題解決モデル (中小企業と組合、23年7月~9月号、共著)
- ■「マネジメント力強化の方法」(近代中小企業、24年3月号別冊「速習」)
- 設備投資計画の作成法と注意点 (近代中小企業、24年5月号)
- 社内に残る昭和型ビジネスモデルの見つけ方 (近代中小企業、24年7月号)

### 講演等

- 一般社団法人運輸デジタルビジネス協議会 「補助金の活用について」
- NTTデータ数理システムカンファレンス 「経営現場をデータ化しよう -中小・零細企業のDX推進・AI活用に向けて-」
- 太田地区運送事業協同組合50周年基調講演 「2024年問題を見据えた運輸事業者の経営」
- 福岡県運輸事業協同組合「2024年問題に対応するには:直近の動向と計画の重要性」
- (国研)産総研 人工知能技術コンソーシアム(AITeC) 「中小企業におけるDX及びAIの活用と課題解決について」



# 免責事項

- 本資料に含まれる文字、数値、画像、データその他の情報に関して、正確な情報を記載するように努めておりますが、状況の変化等により、必ずしも適切な記載とならない場合があり、本資料内容の正確性および完全性は保証しておりません。
- 本資料に基づき被ったいかなる損害についても、当社団では一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。また、本資料の内容は、予告なく変更しまたは廃止する場合がございます。
- その他、本資料において、URL等のリンク等の情報を参照する場合がございます。この場合につきましても、弊社が管理するものではなく、参照先の真偽等を含め弊社では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本資料に記載された内容の権利(著作権や肖像権等を含みますがこれらに限られません)は、 各権利保有者に帰属します。許諾なき無断転載や販売等の行為は固く禁じております。